

平成18年6月8日

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

**日本農産工業株式会社**

代表取締役社長 堀 尾 守

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、会日の前日までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー25階 会議室
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第90期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）  
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびにその監査結果報告の件
  2. 第90期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）  
貸借対照表および損益計算書報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 第90期利益処分案承認の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は後記の「議決権の行使についての参考書類」（28頁から37頁まで）に記載のとおりであります。
  - 第3号議案 取締役5名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
  - 第6号議案 取締役に対するストックオプションとしての報酬等の内容決定の件
  - 第7号議案 当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件  
議案の要領は後記の「議決権の行使についての参考書類」（44頁から47頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 営業報告書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油や金属など素材価格の高止まりが懸念されたものの、好調な企業業績を背景とする雇用環境の改善により個人消費が回復し、デフレ脱却も間近と期待される状況となりました。

一方飼料・食品業界は、昨年夏に茨城県で発生した鳥インフルエンザにより鶏卵消費への影響が懸念されましたが、鶏卵を含め畜産物相場は堅調に推移しました。

このようななか当社グループは、持続的成長を確実にし、さらに飛躍するため、「殻を打ち破り、大きく飛躍する」をスローガンに、新中期経営計画「N B T (Nosan Break Through : ノーサン・ブレイク・スルー) step. 1」を昨年9月に策定し、目標達成に向けて第一歩を踏み出しました。

飼料事業は畜産物相場が堅調に推移したことに伴い、畜産飼料の販売数量は前期を上回りました。しかしながら、本年1月から2月にかけて、当社水島工場において飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）の基準・規格に適合しない飼料を製造・出荷する事故が発生しました。そのため、同工場の有薬ラインでの製造・出荷を自粛するとともに、関係者を厳正に処分いたしました。株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、その後、製造工程並びに品質管理体制の再整備を行い、再発防止体制が整いましたので、5月8日同ラインの製造・出荷の自粛を解除いたしました。

食品事業は、「ヨード卵・光」が大手レストランチェーンをはじめとする業務用で販売数量を伸ばし前期を上回りました。ライブ

テック事業は、バイオ新分野や動物病院向けペットフードが伸長しましたが、一般向けペットフードが伸び悩み事業全体としては前期をやや下回りました。

以上の結果、売上高は1,163億62百万円（前期比97%、31億79百万円の減収）となりました。経常利益は原料・為替相場変動によるコスト負担が増加したものの、営業努力や製造数量増加などによる効果に加え、配合飼料価格安定基金積立金の負担軽減もあり、36億9百万円（前期比159%、13億43百万円の増益）となりました。また、有価証券売却益など特別利益8億83百万円を計上した一方、飼料事故に係わる対応諸費用6億円、子会社の不動産売却損4億89百万円、為替ヘッジ取引による時価評価損2億16百万円などの特別損失14億66百万円を計上しました。その結果、当期純利益は18億86百万円（前期比137%、5億11百万円の増益）となりました。

部門別の概況は次のとおりです。

#### ①飼料事業

茨城県において昨年夏に発生した鳥インフルエンザの影響が懸念されましたが、畜産飼料の全国流通量は前期を上回り、また畜産物相場も堅調に推移しました。

当社グループにおいては、販売数量は前期を上回りましたが、販売価格が前期を下回る水準で推移したため、売上高は前期を下回りました。また、平成19年の稼働を目指し昨年5月、生産の効率化と品質向上のため南東北地区における製造拠点として、当社を含む5社の共同出資により仙台飼料株式会社を設立しました。

収益面においては、原材料価格の上昇を受けてコスト負担の増加があったものの、養鶏用数量の増加と横浜工場から子会社ジャパンフィードへの製造移管によるコスト削減効果に加え、配合飼料価格安定基金積立金の負担軽減もあり、前期に比べ大幅に改善しました。

一方水産飼料の販売数量は、ウナギ用がシラスウナギの不漁、ハマチ用が低水温の影響などにより減少しましたが、銀ザケ用が伸長したため前期並みとなりました。

収益面においては、魚粉を中心とする原料が高値で推移したため、減益となりました。

以上の結果、売上高は891億18百万円（前期比97%、31億89百万円の減収）となり、営業利益は35億67百万円（前期比163%、13億77百万円の増益）となりました。

## ②食品事業

「ヨード卵・光」は、食の安全・安心に対する消費者の意識が高まるなか、大手レストランチェーンなど業務用が大幅に伸長しました。また、購買層の中心である団塊世代や団塊ジュニア世代に対する広告宣伝活動を積極的に進めたことに加え、「ヨード卵・光」の調理特性や、糖代謝と脂質代謝メカニズムに関する研究成果発表にも継続的に取り組んでいます。「ヨード卵・光」以外の付加価値卵につきましても、地道な営業努力により地域ごとの新たな需要を掘り起こし、収益向上に寄与しています。

鶏卵農場子会社は、鶏卵相場が前期に比べキログラムあたり19円低下したものの、生産性の向上やコスト削減に努めた結果、食品事業の収益改善に貢献しました。

以上の結果、売上高は158億93百万円（前期比99%、2億1百万円の減収）となり、営業利益は7億1百万円（前期比119%、1億13百万円の増益）となりました。

## ③ライフテック事業

アメニティ部門では、犬用アレルギー療法食など動物病院向けペットフードは、チャック付パッケージにリニューアルしたこともあり、順調に売上を伸ばしました。子会社ペットラインは、創業40周年を記念した「ありがとうキャンペーン」の実施や、四季折々の素材を加えた業界初の季節限定商品「四季の味」を発売しました。

競走馬飼料は市場が縮小傾向であるなか、厩舎向けプライベートブランドやサプリメントの追加により、売上を伸ばしました。

バイオ部門では、ADME/Tox（薬物動態および毒性試験）、タンパク発現、生殖医療などのバイオ新分野が引き続き伸長しています。なかでもADME/Tox分野での薬物代謝受託試験とミクロソームをはじめとする各種試薬類、生殖医療分野での体外受精用培地が順調に売上を伸ばすとともに、タンパク発現分野での遺伝子免疫法による抗

体作製受託が大幅に伸長しました。

以上の結果、売上高は103億40百万円（前期比100%、46百万円の減収）となり、営業利益は4億46百万円（前期比90%、47百万円の減益）となりました。

## (2) 企業集団が対処すべき課題

デフレ脱却の兆候や失業率の低下など、わが国経済には明るい材料がみられます。一方、企業に対する社会的責任への要請、消費者の食に対する安全・安心への関心は、ますます高まるものと予想されます。

このような状況のもと飼料事業では、急務である製造・品質管理体制の整備と、中期経営計画NBT step.1の基本戦略で掲げた「お客様満足度向上戦略」として、地域別新製品の発売などを展開します。

食品事業では、「ヨード卵・光」の機能性と安全・安心感を積極的に訴え、発売30周年記念事業を軸に新規顧客開拓と新メニューのスープなど加工食品の開発力を強化します。

ライフテック事業におけるバイオ部門では、横浜ラボを中心とした新技術・新商品の開発に努めます。アメニティ部門ではペットフードを成長路線にのせるべく、営業拠点の見直し、コスト削減など収益基盤を固めるとともに、製品開発、マーケティング機能を強化し、品質の高い新商品を発売します。

水島工場での事故を契機に設立した品質保証部を中心に、より安全・安心な製品を消費者の方々にお届けするために、今後は、ISO14001に加えISO9001を全工場で取得します。なお、飼料事業に限らず食品事業、ライフテック事業を含めた品質管理体制をさらに充実させます。併せて、製造現場の技術・技能に関する教育の強化と人材の拡充など、「人を活かし、プロを育てる戦略」にも注力します。

また、危機管理・法令順守については、従来、委員会組織で運営してきましたが、責任体制を明確化するとともに機動力・スピード感を強化するために、本年4月1日より専属部門としてCSR室を設置しました。全てのステークホルダー（立場を異にする利害関係

者)の信頼に応える企業を目指して取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は21億円で、主として志布志工場の製造設備工事、房総ファーム株式会社の農場設備工事等です。

### (4) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資は全額自己資金を充当しています。また、当社は平成16年9月に効率的な資金調達を目的に、取引金融機関4行との間で総額50億円のコミットメントライン契約を締結しています。

以下のご報告は次により記載しています。

1. 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示していません。
2. 千株単位の株式数は千株未満を切り捨てて表示しています。

### (5) 企業集団の業績、資産の推移

#### ①企業集団の業績、資産の推移

区 分	第 87 期	第 88 期	第 89 期	第90期(当期)
売 上 高(百万円)	113,134	109,388	119,541	116,362
経 常 利 益(百万円)	2,179	2,056	2,265	3,609
当 期 純 利 益(百万円)	1,157	1,084	1,374	1,886
1株当たり当期純利益(円)	9.00	8.61	11.03	15.34
総 資 産(百万円)	58,358	57,777	56,897	58,240
純 資 産(百万円)	18,160	19,433	20,186	22,158

- 注記 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均株式数により算出しています。
2. 第89期から株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第19条の2に規定する連結計算書類を作成しています。

## ②当社の業績、資産の推移

区 分	第 87 期	第 88 期	第 89 期	第90期(当期)
売 上 高(百万円)	88,015	94,019	101,102	97,808
経 常 利 益(百万円)	1,631	1,623	1,264	2,730
当 期 純 利 益(百万円)	454	916	831	1,465
1株当たり当期純利益(円)	3.44	7.27	6.60	11.92
総 資 産(百万円)	49,597	49,347	47,346	48,370
純 資 産(百万円)	15,764	16,868	17,077	18,625

注記 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均株式数により算出しています。

2. 第87期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）の飼料の販売数量は前期を上回り、売上高は増加しました。特別利益として固定資産売却益を、特別損失として子会社に係る貸倒損失および貸倒引当金繰入れや、投資有価証券評価損を計上しましたが、総人員の削減や生販コストの引き下げなどが寄与し、当期純利益は4億54百万円となりました。

第88期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）の飼料の販売数量は前期を上回り、売上高は増加しました。特別利益として固定資産売却益を、特別損失として横浜工場の畜産飼料製造設備閉鎖関連費用、貸倒引当金繰入れを計上しましたが、生産ライン増設などコスト競争力強化に取り組み、当期純利益は9億16百万円となりました。

第89期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）の販売数量は前期を上回り、売上高は増加しました。特別利益として不動産売却益を、特別損失として横浜工場の畜産飼料製造設備閉鎖関連費用、固定資産売却除却損を計上しましたが、各事業の改善努力が実り、当期純利益は8億31百万円となりました。

## 2. 企業集団および当社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 企業集団の主な事業内容

部門 (当期売上高構成比)	主要取扱製品および事業内容
飼料事業 (76.6%)	鶏用飼料、豚用飼料、牛用飼料および魚用飼料
食品事業 (13.7%)	ヨード卵・光、関連商品（たまごスープ、玉子豆腐、マヨネーズほか）、鶏卵
ライフテック事業 (8.9%)	ペットフード、馬用飼料、実験動物、実験動物用飼料、バイオ関連商品
その他事業 (0.9%)	建築請負および不動産管理等

### (2) 株式の状況

- ①会社が発行する株式の総数 299,800,000株
- ②発行済株式の総数 129,309,932株
- ③株主数 16,740名
- ④新株予約権の状況
- 新株予約権の数 787個
- 目的となる株式の種類および数 普通株式 787,000株
- 新株予約権の発行価額 無償
- ⑤大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
三菱商事株式会社	千株 26,900	% 20.80	千株 482	% 0.03
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社信託口	8,765	6.78	—	—
株式会社日清製粉グループ本社	3,650	2.82	1,139	0.44
東京海上日動火災保険株式会社	3,300	2.55	—	—
株式会社横浜銀行	3,291	2.55	2,182	0.16
富国生命保険相互会社	3,003	2.32	—	—
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社信託口	2,607	2.02	—	—
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505019	2,339	1.81	—	—
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,233	1.73	—	—
明治安田生命保険相互会社	2,000	1.55	—	—

- 注記 1. 当社の株式会社日清製粉グループ本社および株式会社横浜銀行への出資状況には、当社が信託契約上議決権行使の指図権を留保している「三菱UFJ信託銀行株式会社退職給付信託口・日本農産工業株式会社口」名義の株式をそれぞれ1,100千株（0.43%）、2,000千株（0.14%）含めて記載しています。
2. 当社は三菱UFJ信託銀行株式会社の完全親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ株式875株（0.01%）を所有しています（「三菱UFJ信託銀行株式会社退職給付信託口・日本農産工業株式会社口」名義601株（0.01%）を含みます）。
3. 当社は自己株式を6,077,340株保有しています。

### (3) 自己株式の取得、処分等および保有

#### ①取得株式

普通株式	6,186株
取得価額の総額	1,881千円

#### ②処分株式

普通株式	509,000株
処分価額の総額	88,057千円

#### ③決算期における保有株式

普通株式	6,077,340株
------	------------

### (4) 従業員の状況

#### ①企業集団の従業員の状況

事業別名称	従業員数（名）	前期末比増・減（△）
飼料事業	455 [20]	△14
食品事業	342 [36]	△2
ライフテック事業	197 [5]	2
その他事業	10	△1
全社（共通）	79 [10]	6
合計	1,083 [71]	△9

- 注記 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、事業別に区分できない部門に所属しています。

## ②当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増・減(△)	平均年齢	平均勤続年数
430名〔22〕	△10名	43.6歳	19.4年

注記 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しています。

## (5) 企業結合の状況

### ①重要な子法人等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
房総ファーム株式会社	百万円 480	% 100.0	鶏卵の生産、加工、販売
株式会社ジャパンフィード	300	60.0	飼料の製造
ペットライン株式会社	100	100.0	ペットフードの製造、販売

### ②企業結合の経過

株式会社ノーサン・エージェンシーは平成18年3月をもって解散いたしました。

### ③企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は1,163億62百万円、当期純利益は18億86百万円となりました。

## (6) 主要な借入先

借入先	借入額	当社への出資状況	
		持株数	出資比率
株式会社横浜銀行	百万円 3,294	千株 3,291	% 2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,587	2,233	1.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,552	1,382	1.07
農林中央金庫	1,475	—	—
富国生命保険相互会社	773	3,003	2.32

## (7) 企業集団の主要な事業所

### ① 当社

本 社 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
研究開発センター つくば市

部 門	名 称	所在地	名 称	所在地
飼料事業 (支店等)	北海道支店	帯広市	中部支店	知多市
	東北支店	塩釜市	西日本支店	倉敷市
	関東支店	東京都台東区	九州支店	鹿児島市
	浜松水産研究所	磐田市		
(工 場)	塩釜工場	塩釜市	水島工場	倉敷市
	横浜工場	横浜市	志布志工場	志布志市
	知多工場	知多市		
食品事業	東日本営業部	横浜市	西日本営業部	茨木市
ライフテック事業	バイオ研究所	横浜市 つくば市		

### ② 主要な子法人等

部 門	名 称	所在地	名 称	所在地
飼料事業	北海道ノーサン商事(株)	帯広市	九州ノーサン商事(株)	志布志市
	東北ノーサン商事(株)	塩釜市	(株)阿蘇高原ファーム	阿蘇市
	関東ノーサン商事(株)	土浦市	(株)九州ノーサンファーム	大口市
	東海北陸ノーサン商事(株)	知多市	(株)ジャパンフィード	神栖市
食品事業	(株)北海道中央種鶏場	北海道夕張郡	四国ノーサンエッグ(株)	香川県綾歌郡
	(株)ノーサンエッグ	横浜市	(株)ノーサン・エミー	宗像市
	房総ファーム(株)	香取市		
ライフテック事業	ペットライン(株)	多治見市	(株) ナ ル ク	山武市
	ニッチク薬品工業(株)	綾瀬市		
その他事業	日本エンテム建設(株)	横浜市	(株)ノーサン・エージェンシー	横浜市

## (8) 取締役および監査役

会社における地位	氏 名	担当または主な職業
(代)取締役社長	堀 尾 守	
専務取締役	近 松 良 文	管理本部長、経営企画室担当
常務取締役	小 山 哲	ライフテック本部長
常務取締役	中 野 賢 嗣	食品本部長、研究開発センター担当
常務取締役	安 川 一	飼料本部長
監査役(常勤)	松 井 勝 郎	
監査役	松 尾 翼	弁護士法人松尾綜合法律事務所代表
監査役	藤 井 明	三菱商事株式会社執行役員食糧本部長

(代)は代表取締役

- 注記 1. 平成17年6月24日開催の第89回定時株主総会において、堀尾 守、近松良文、小山 哲、中野賢嗣、安川 一の5氏が取締役に、藤井明氏が監査役にそれぞれ選任され就任しました。また、石川昂生氏が補欠監査役に選任されています。
2. 平成17年6月24日をもって取締役三好正俊、濱田哲郎の2氏が任期満了により、また監査役堀尾 守氏が辞任により退任しました。
3. 監査役松尾 翼、藤井 明の2氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役です。

## (9) 取締役および監査役に支払った報酬等の額

区 分	定 額 報 酬		賞 与 金	
	人 員	支 給 額	人 員	支 給 額
取 締 役	7名	114,300千円	4名	19,200千円
監 査 役	4名	25,980千円	3名	2,400千円
計	11名	140,280千円	7名	21,600千円

- 注記 1. 上記の人員には当期中に退任した取締役2名、監査役1名が含まれています。
2. 上記のほか、退任取締役2名に対し計79,600千円、退任監査役1名に対し1,000千円の退職慰労金を支払っています。

## (10) 株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

平成17年7月25日開催の取締役会決議に基づき平成17年7月29日、次のとおり当社取締役および従業員に新株予約権を発行しました。

### ①発行した新株予約権の数

286個（新株予約権1個につき1,000株）

- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数  
普通株式286,000株
- ③新株予約権の発行価額  
無償
- ④権利行使時の1株当たり払込金額  
298円
- ⑤権利行使期間  
平成19年7月1日から平成22年6月30日まで
- ⑥行使の条件  
各新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
- ⑦消却の事由と条件  
当社は、未行使の新株予約権を当社が取得した場合、いつでも無償にて消却することができる。
- ⑧有利な条件の内容  
当社の取締役および従業員に対し新株予約権を無償で発行した。
- ⑨割当を受けた者の氏名と新株予約権の数

1. 当社取締役

氏名	新株予約権の数	氏名	新株予約権の数	氏名	新株予約権の数
堀尾 守	20個	近松 良文	13個	小山 哲	10個
中野 賢嗣	10個	安川 一	10個		

2. 当社従業員（上位10名）

氏名	新株予約権の数	氏名	新株予約権の数	氏名	新株予約権の数
田之上 増三	7個	小野 勲	7個	片桐 且雄	7個
梅林 正伸	7個	森川 定史	7個	梶山 弘明	7個
鈴木 治比古	7個	富沢 健	7個	古田 晋	4個
神田 正夫	4個				

⑩当社従業員に対して発行した新株予約権の状況

新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	付与した者の総数
223個	普通株式 223,000株	69名

(11) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

① 当社および子法人等が支払うべき報酬等の額の合計額	16,000千円
② ①の合計額のうち、財務書類の監査・証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	16,000千円
③ ②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	16,000千円

注記 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と、証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、③の金額には証券取引法に基づく監査の監査報酬の額が含まれています。

# 連結貸借対照表

(平成18年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>29,423</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,037</b>
現金及び預金	384	支払手形及び買掛金	13,564
受取手形及び売掛金	19,607	短期借入金	9,288
たな卸資産	5,745	未払法人税等	1,200
短期貸付金	1,102	未払消費税等	131
繰延税金資産	775	未払費用	1,748
その他	1,967	繰延税金負債	8
貸倒引当金	△160	飼料事故関連諸費用引当金	550
<b>固定資産</b>	<b>28,817</b>	その他	2,544
<b>有形固定資産</b>	<b>18,864</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,044</b>
建物及び構築物	8,423	長期借入金	5,268
機械装置及び運搬具	5,976	繰延税金負債	1,203
土地	3,893	退職給付引当金	572
その他	571	<b>負債合計</b>	<b>36,081</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>647</b>	<b>少数株主持分</b>	<b>—</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,305</b>	(資本の部)	
投資有価証券	7,732	<b>資本金</b>	<b>7,411</b>
長期貸付金	536	<b>資本剰余金</b>	<b>2,763</b>
繰延税金資産	86	<b>利益剰余金</b>	<b>11,377</b>
再生債権、更生債権等	128	<b>株式等評価差額金</b>	<b>1,659</b>
その他	1,164	<b>自己株式</b>	<b>△1,053</b>
貸倒引当金	△214	<b>資本合計</b>	<b>22,158</b>
投資損失引当金	△128	<b>負債、少数株主持分及び資本合計</b>	<b>58,240</b>
<b>資産合計</b>	<b>58,240</b>		

- 注記
- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
  - 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は別掲しています。
  - 有形固定資産の減価償却累計額 38,722百万円
  - 担保に供している資産  
有形固定資産 9,456百万円
  - 保証債務 2,802百万円
  - 売掛債権及び手形信託譲渡に係る遡及義務 281百万円
  - 貸借対照表に計上した固定資産のほか飼料製造設備、汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ及び乗用車についてはリース契約により使用しています。
  - 退職給付に関する注記  
採用している退職給付制度の概要  
確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。

# 連結損益計算書

(自平成17年4月1日  
至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>経常損益の部</b>		
<b>営業損益の部</b>		
<b>営業収益</b>		116,362
売上高	116,362	
<b>営業費用</b>		112,868
売上原価	99,054	
販売費及び一般管理費	13,813	
<b>営業利益</b>		3,494
<b>営業外損益の部</b>		
<b>営業外収益</b>		554
受取利息及び配当金	105	
持分法による投資利益	201	
その他	247	
<b>営業外費用</b>		440
支払利息	206	
その他	233	
<b>経常利益</b>		3,609
<b>特別損益の部</b>		
<b>特別利益</b>		883
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	863	
貸倒引当金戻入益	11	
<b>特別損失</b>		1,466
固定資産売却除却損	628	
投資有価証券評価損	21	
飼料事故関連諸費用	600	
繰延ヘッジ取引損失	216	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		3,026
法人税、住民税及び事業税	1,520	
法人税等調整額	△399	
少数株主利益		18
<b>当期純利益</b>		1,886

- 注記 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 1株当たりの当期純利益 (期中平均株式数による) 15円34銭
3. 1株当たりの当期純利益 (潜在株式調整後による) 15円30銭

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数

18社

主要な連結子法人等の名称

房総ファーム(株)、(株)ジャパンフィード、  
ペットライン(株)  
なお、(株)ノーサン・エージェンシーは、  
平成18年3月31日付で解散しました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数

9社

主要な会社名

(株)ジャパンファーム、道東飼料(株)、フー  
ドリンク(株)  
なお、仙台飼料(株)は当連結会計年度に関  
連会社となりましたので、持分法適用会  
社に含めました。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理  
し、売却原価は移動平均法による)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

最終仕入原価法

製品・原材料・仕掛品・貯蔵品 主として移動平均法による原価法

#### (3) 重要な減価償却資産の減価償却方法

##### ① 有形固定資産

主として定率法

なお、平成10年4月1日以降に取得した  
建物(建物附属設備を除く)については、  
定額法を採用しています。

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用)は社内  
における利用可能期間(5年)に基づく  
定額法を採用しています。

#### (4) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、  
一般債権については貸倒実績率により、  
貸倒懸念債権等特定の債権については個  
別に回収可能性を検討し、回収不能見込  
額を計上しています。

- ② 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態及び回収可能性を勘案し、必要額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から処理しています。また、過去勤務債務については、発生年度に一括処理しています。
- ④ 飼料事故関連諸費用引当金 飼料事故に関連する諸費用の支出に備えるため、その経過等の状況に基づき、費用発生見込額を計上しています。
- (5) 重要なリース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっています。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約取引  
ヘッジ対象：金利及び為替の変動による損失の可能性がある、ヘッジ取引によりキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの
- ③ ヘッジ方針  
当社の管理規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジを行っています。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法  
デリバティブ取引の実行に当たり、当社の管理規定に基づきヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。
- (7) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
5. 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法  
連結子法人等の資産及び負債の評価の方法は、全面時価評価法によっています。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項  
連結調整勘定は、原則として発生日以後5年間で均等償却し、少額な場合は発生年度に償却する方法によっています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

日本農産工業株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 寺 本 哲 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鐵 義 正 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 竹 栄 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、日本農産工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第90期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い日本農産工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第90期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月8日

日本農産工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 松井 勝郎 ⑩

監査役 松尾 翼 ⑩

監査役 藤井 明 ⑩

(注) 監査役松尾 翼及び監査役藤井 明は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>26,806</b>	<b>流動負債</b>	<b>24,602</b>
現金及び預金	266	買掛金	11,509
受取手形	2,785	短期借入金	4,850
売掛金	14,402	1年以内に返済 予定の長期借入金	1,744
商品	255	未払金	854
製品	651	未払法人税等	997
原材料	2,225	未払消費税等	15
仕掛品	818	未払費用	1,214
貯蔵品	99	預り金	2,649
繰延税金資産	667	飼料事故関連諸費用引当金	550
短期貸付金	2,987	その他	216
その他	1,722	<b>固定負債</b>	<b>5,141</b>
貸倒引当金	△74	長期借入金	3,955
<b>固定資産</b>	<b>21,563</b>	繰延税金負債	927
<b>有形固定資産</b>	<b>10,660</b>	退職給付引当金	258
建築物	3,353	<b>負債合計</b>	<b>29,744</b>
構築物	452	(資本の部)	
機械及び装置	4,267	<b>資本金</b>	<b>7,411</b>
車輛及び運搬具	11	<b>資本剰余金</b>	<b>2,763</b>
工具器具及び備品	195	資本準備金	2,731
土地	2,377	その他資本剰余金	31
建設仮勘定	1	自己株式処分差益	31
<b>無形固定資産</b>	<b>571</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>7,862</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,331</b>	利益準備金	1,852
投資有価証券	6,262	任意積立金	3,364
子会社株式	1,468	固定資産圧縮積立金	1,019
長期貸付金	2,477	特別償却準備金	74
再生債権、更生債権等	128	別途積立金	2,270
長期前払費用	496	当期未処分利益	2,645
その他	334	<b>株式等評価差額金</b>	<b>1,642</b>
貸倒引当金	△707	<b>自己株式</b>	<b>△1,053</b>
投資損失引当金	△128	<b>資本合計</b>	<b>18,625</b>
<b>資産合計</b>	<b>48,370</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>48,370</b>

- 注記
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
  2. 重要な会計方針は別掲しています。
  3. 有形固定資産の減価償却累計額 23,512百万円
  4. 子会社に対する短期金銭債権 5,502百万円
    - 〃 長期金銭債権 2,171百万円
    - 〃 短期金銭債務 2,145百万円
  5. 担保に供している資産
    - 有形固定資産 7,246百万円
  6. 保証債務 5,375百万円
  7. 売掛債権及び手形信託譲渡に係る遡及義務 281百万円
  8. 貸借対照表に計上した固定資産のほか飼料製造設備、汎用コンピューター、オフィスコンピューター及び乗用車についてはリース契約により使用しています。
  9. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価評価に伴う純資産増加額 1,642百万円
  10. 退職給付に関する注記
    - 採用している退職給付制度の概要
    - 確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。

# 損 益 計 算 書

(自平成17年4月1日  
至平成18年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		97,808
売上高	97,808	
営業費用		95,196
売上原価	85,697	
販売費及び一般管理費	9,499	
営業利益		2,611
営業外損益の部		
営業外収益		522
受取利息及び配当金	329	
その他	193	
営業外費用		404
支払利息	173	
その他	230	
経常利益		2,730
特別損益の部		
特別利益		871
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	863	
特別損失		1,311
固定資産売却除却損	60	
貸倒引当金繰入額	399	
投資有価証券評価損	35	
飼料事故関連諸費用	600	
繰延ヘッジ取引損失	216	
税引前当期純利益		2,289
法人税、住民税及び事業税	1,198	
法人税等調整額	△373	824
当期純利益		1,465
前期繰越利益		1,180
当期未処分利益		2,645

注記 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 子会社との取引高

  売上高 15,666百万円

  仕入高 5,403百万円

  営業取引以外の取引高 493百万円

3. 1株当たりの当期純利益 (期中平均株式数による) 11円92銭

4. 1株当たりの当期純利益 (潜在株式調整後による) 11円88銭

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法による)
    - 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 商 品 最終仕入原価法
  - 製品・原材料・仕掛品・貯蔵品 移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却方法
  - ① 有形固定資産 定率法  
なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しています。
  - ② 無形固定資産 定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用）は社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
  - ② 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態及び回収可能性を勘案し、必要額を計上しています。
  - ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌期から処理しています。また、過去勤務債務については、発生年度に一括処理しています。

- ④ 飼料事故関連諸費用引当金 飼料事故に関連する諸費用の支出に備えるため、その経過等の状況に基づき、費用発生見込額を計上しています。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
5. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
6. ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっています。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：金利スワップ取引、為替予約取引  
ヘッジ対象：金利及び為替の変動による損失の可能性があり、ヘッジ取引によりキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの
- ③ ヘッジ方針  
当社の管理規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジを行っています。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法  
デリバティブ取引の実行に当り、当社の管理規定に基づきヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しています。特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。
7. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

## 利益処分案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	2,645,488,938
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	90,635,053
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	12,698,368
計	2,748,822,359
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金 (1株につき6.5円)	801,011,848
次 期 繰 越 利 益	1,947,810,511

- 注記 1. 固定資産圧縮積立金取崩額は、法人税法及び租税特別措置法の規定、特別償却準備金取崩額は、租税特別措置法の規定に基づくものです。
2. 利益配当金は自己株式6,077,340株を配当計算から除いています。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

日本農産工業株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 寺 本 哲 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鐵 義 正 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 竹 栄 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本農産工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第90期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第90期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会において定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況（法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制の状況を含む）を調査し、子会社に関する状況の説明を受け、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等については、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。  
また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

なお、営業報告書に記載のとおり、水島工場で飼料安全法の基準・規格に適合しない飼料を製造・出荷する事故が発生しました。

- (6) 内部統制に関する取締役の職務遂行については、前項記載の水島工場事故のほか指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月8日

日本農産工業株式会社 監査役会  
監査役(常勤) 松井 勝 郎 ㊟  
監査役 松尾 翼 ㊟  
監査役 藤井 明 ㊟

(注) 監査役松尾 翼及び監査役藤井 明は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の個数 122,959個

### 2. 議案および参考事項

#### 第1号議案 第90期利益処分案承認の件

利益処分案の内容につきましては添付書類25頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、当期の営業利益、経常利益の大幅な改善を勘案し、1株につき1円50銭増配し、6円50銭とさせていただきたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

① 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第18条(取締役会の設置および取締役の員数)、第28条(監査役、監査役会の設置および監査役の員数)、第37条(会計監査人の設置)を新設するものであります。

(2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第5条を(発行可能株式総数および株券の発行)とし、第2項を新設するものであります。

(3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第8条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

(4) 会社法施行規則第94条等の規定に従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の一部をインターネットにより提供することが可能となり、事務効率化のため、第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

(5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第24条(取締役会の決議)に第2項を新

設するものであります。

- (6) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役および会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、第36条第2項、第38条（会計監査人の責任限定契約）を新設するものであります。
  - (7) 会社法第459条第1項および第460条の規定に従い、剰余金の配当などを取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、第40条第1項を新設するものであります。
  - (8) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
  - (9) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- ② 現行定款第17条について、取締役会における経営意思決定のさらなる迅速化を図るため、取締役の員数を減員するものであります。
- ③ 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4条（ <u>公告の方法</u> ） （条文省略） 第5条（ <u>株式の総数</u> ）  当社の発行する株式の総数は2億9,980万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</u> （新設）  第6条（ <u>自己株式の取得</u> ） 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買い受けることができる。</u>	第4条（公告方法） （現行どおり） 第5条（ <u>発行可能株式総数および株券の発行</u> ） ①当社の <u>発行可能株式総数</u> は2億9,980万株とする。  ②当社は、 <u>株式に係わる株券を発行する。</u> （削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>①当会社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>②<u>当会社は1単元の株式数に満たない株式に係わる株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるものについてはこの限りではない。</p> <p>第8条 (単元未満株式の買増し)</p> <p>当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第9条 (名義書換代理人)</p> <p>①当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p>	<p>第6条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>①当会社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>②<u>当会社は、前条第2項の規定に係わらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるものについてはこの限りではない。</p> <p>第7条 (単元未満株式の買増し)</p> <p>当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p> <p>第8条 (単元未満株式についての権利)</p> <p><u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利のみ行使でき、これ以外の権利を行使できない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li><u>4. 前条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p>第9条 (株主名簿管理人)</p> <p>①当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u></p> <p>③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条（株式取扱規則） 当会社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第11条（基準日） ①当会社は、<u>毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録されている株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</u></p> <p>②前項のほか、必要ある場合は、<u>取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使できる株主または登録質権者とすることができる。</u></p> <p>第12条（総会の招集） （条文省略）</p>	<p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き等の事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第10条（株式取扱規則） 当会社の<u>株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第11条（株主総会の招集） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第13条 (総会の議長) (条文省略) (新設)</p> <p>第14条 (総会の決議方法) ①株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>②商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第15条 (議決権の代理行使) 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使できる当会社の株主に限る。</p>	<p>第12条 (定時株主総会の基準日) <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第13条 (株主総会の議長) (現行どおり)</p> <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条 (株主総会の決議方法) ①株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>②会社法第309条第2項に定める決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第16条 (議決権の代理行使) 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使できる当会社の株主1名に限り、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条 (総会の議事録) 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、<u>議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名をして、これを会社に保存する。</u></p> <p>第17条 (取締役の員数)  (新設) 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>第18条 (取締役の選任) ① (条文省略) ② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> ③ (条文省略)</p> <p>第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第20条 (代表取締役) ① 代表取締役は、<u>取締役会の決議をもって定める。</u> ② (条文省略)</p> <p>第21条 (役付取締役) (条文省略)</p> <p>第22条 (取締役会の招集) (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役会の決議) 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第17条 (株主総会の議事録) 株主総会の議事は、その経過の要領および結果<u>その他法令に定める事項を議事録に記載または記録して、これを会社に保存する。</u></p> <p>第18条 (取締役会の設置および取締役の員数) ① <u>当社は取締役会を置く。</u> ② 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p> <p>第19条 (取締役の選任) ① (現行どおり) ② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> ③ (現行どおり)</p> <p>第20条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第21条 (代表取締役) ① 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u> ② (現行どおり)</p> <p>第22条 (役付取締役) (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集) (現行どおり)</p> <p>第24条 (取締役会の決議) ① 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第24条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名をして、これを会社に保存する。</p> <p>第25条 (取締役会規則) (条文省略)</p> <p>第26条 (取締役の責任免除) ①当社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役</u> (取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 ②当社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による責任を</u>限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条 (監査役の数) (新設) 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第28条 (監査役の選任) ① (条文省略)</p>	<p>②当社は、<u>会社法第370条の要件を</u>満たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第25条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名をして、これを会社に保存する。</p> <p>第26条 (取締役会規則) (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役の責任免除) ①当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、<u>取締役会の決議によつて、任務を怠ったことによる取締役</u> (取締役であった者を含む。)の<u>損害賠償責任を、</u>法令の限度において免除することができる。 ②当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を</u>限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第28条 (<u>監査役、監査役会の設置</u>および監査役の数) ①当社は<u>監査役および監査役会を置く。</u> ② (現行どおり)</p> <p>第29条 (監査役の選任) ① (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>②監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>第29条（補欠監査役の選任）</u></p> <p>①<u>当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。</u></p> <p>②<u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>③<u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p><u>第30条（監査役の任期）</u></p> <p>①<u>監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。</u></p> <p>②<u>補欠選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>③<u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>第31条（常勤監査役および常任監査役）</u></p> <p><u>監査役は、互選をもって常勤監査役を定める。また、必要に応じ常任監査役を定めることができる。</u></p>	<p>②監査役の選任決議は、<u>議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>第30条（監査役の任期）</u></p> <p>①<u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。</u></p> <p>②<u>補欠選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p><u>第31条（常勤の監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条（監査役会の決議）  監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第34条（監査役会の議事録）  監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名をして、これを会社に保存する。</p> <p>第36条（監査役の実任免除）  当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第33条（監査役会の決議）  監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第34条（監査役会の議事録）  監査役会の議事は、その経過の要領および結果<u>その他法令に定める事項</u>を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名をして、これを会社に保存する。</p> <p>第36条（監査役の実任免除）  ①当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、</u>法令の限度において免除することができる。</p> <p>②当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u>  <u>第37条（会計監査人の設置）</u>  <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第37条 (営業年度および決算)  <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算は毎営業年度末に行う。</u></p> <p>第38条 (利益配当金)  (新設)</p> <p>① <u>当会社の利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に支払う。</u></p> <p>② <u>利益配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>③ <u>利益配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>第38条 (会計監査人の責任限定契約)  <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第39条 (事業年度)  <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。</u></p> <p>第40条 (剰余金の配当等)  ① <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>② <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>③ <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>④ <u>未払いの期末配当には利息をつけない。</u></p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式数
1	堀 尾 守 (昭和23年3月5日生)	昭和46年4月 三菱商事㈱入社 平成10年8月 同社飼料畜産部長 平成12年6月 当社監査役 平成13年4月 三菱商事㈱食糧本部副本部長 平成13年12月 同社生活産業グループCEO補佐 平成14年4月 同社執行役員生活産業グループCEO補佐 平成14年6月 当社監査役辞任 平成15年4月 三菱商事㈱執行役員食糧本部長 平成15年6月 当社監査役 平成17年6月 代表取締役社長（現任）	25,000株
2	近 松 良 文 (昭和21年8月10日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年6月 経理部長 平成11年6月 総務人事部長 平成13年4月 管理本部長 平成13年6月 常務取締役、管理本部長 平成16年6月 専務取締役、管理本部長（現任）	75,000株
3	小 山 哲 (昭和24年1月12日生)	昭和46年4月 三菱商事㈱入社 平成8年7月 米国三菱商事会社サポートランド支店長 平成13年6月 日東製粉㈱取締役 平成15年6月 当社常務取締役、ライフテック本部長（現任）	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
4	安川 一 (昭和22年5月27日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年4月 飼料管理部長 平成14年4月 マーケティング部長 平成16年4月 飼料本部副本部長兼マーケティング部長 平成17年4月 飼料本部長兼マーケティング部長 平成17年6月 常務取締役、飼料本部長 (現任)	40,000株
5	鈴木 治比古 (昭和23年2月10日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年4月 関連事業部長 平成14年4月 関連事業部長兼西日本営業部長 平成14年10月 西日本営業部長 平成16年4月 食品本部副本部長 平成16年10月 食品本部副本部長兼東日本営業部長 平成18年4月 食品本部長 (現任)	12,000株

上記5名の候補者はいずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役松井勝郎氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、監査役候補者富沢 健氏は、監査役松井勝郎氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第30条第2項の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

#### 監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
富沢 健 (昭和23年3月10日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年6月 情報システム部長 平成12年6月 経理部長 平成16年10月 業務推進部長 平成18年4月 管理本部副本部長（現任）	21,000株

上記の候補者は当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第4号議案が承認可決されることを条件に富沢 健氏の補欠監査役として中野賢嗣氏を、また社外監査役松尾 翼氏および藤井 明氏の補欠の社外監査役として吉澤義仁氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

### 補欠監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
1	中野 賢 嗣 (昭和19年2月4日生)	昭和42年4月 当社入社 平成9年4月 中部支店長 平成11年4月 九州支店長 平成16年4月 食品本部長 平成16年6月 常務取締役、食品本部長 平成18年4月 常務取締役 (現任)	54,000株
2	吉澤 義 仁 (昭和29年11月7日生)	昭和52年4月 三菱商事(株)入社 平成14年4月 三菱商事フィナンシャルサービス(株)取締役副社長 平成17年4月 三菱商事(株)生活産業グループコントローラー (現任)	0株

上記2名の候補者はいずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

## 第6号議案 取締役に対するストックオプションとしての報酬等の 内容決定の件

(提案の理由)

当社は、取締役について第85期より、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、従来の金銭による報酬の約5%（年額換算）に相当する額を上限として、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。

会社法（平成17年法律第86号）施行前におきましては、ストックオプションについて、株主以外の方に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続において当社株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後は、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置づけられたため、取締役のストックオプションとしての報酬等の内容決定につきご承認をお願いするものであります。

(議案の内容)

1. 当社取締役の報酬等の額は平成13年6月28日開催の第85回定時株主総会において、月額1,400万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として、年額1,000万円以内とする旨をご承認いただきたく存じます。

なお、この額の定めに係わる取締役の員数は5名であります。

2. 当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数、目的である株式の種類および数

新株予約権の総数63個を、各事業年度に係わる定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数は、普通株式63,000株を各事業年度に係わる定時株主総会の日から1年以

内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。

また、当社が当社普通株式の分割または併合、資本減少などを行い、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権社債に付されたものを含む）の転換または行使による場合を除く）または資本減少を行う場合など、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
募集事項を決定する取締役会決議日から2年を経過した日より3年以内とする。
- (4) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

**第7号議案** 当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社従業員にストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集を必要とする理由  
当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社従業員に対して新株予約権を無償で発行するものであります。
- 2. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限
  - (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権数の上限  
下記(3)に定める内容の新株予約権207個を上限とする。  
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式207,000株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。
  - (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
  - (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新

## 株予約権の内容

### ① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。

また、本株主総会における決議の日（以下「決議日」という）後、当社が当社普通株式の分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

なお、上記のほか決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- i. 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生

じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii. 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権社債に付されたものを含む）の転換または行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係わる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- iii. さらに上記のほか割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- ③ 新株予約権の行使可能期間  
平成20年7月1日から平成23年6月30日まで
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い

算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記i. 記載の資本金等増加限度額から上記i. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得制限

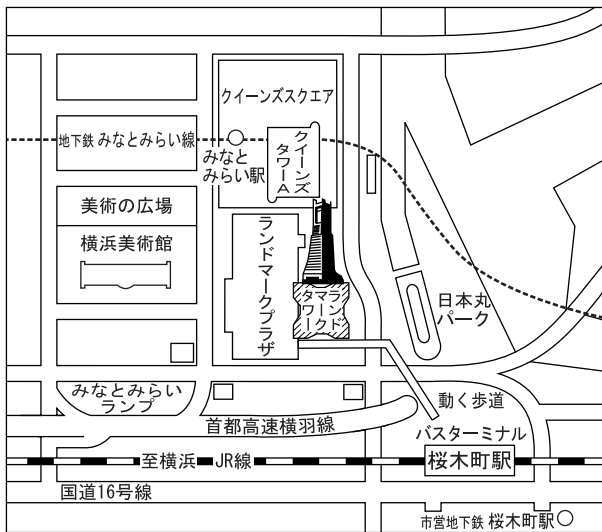
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー25階 会議室



### 交通のご案内

J R ・ 市営地下鉄 桜木町駅より徒歩5分

みなとみらい線 みなとみらい駅より徒歩5分